

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 31 日

都道府県鳥獣行政担当部（局）長 殿

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長

クマ被害対策等関係情報のお知らせ

今年度は、クマによる人身被害が頻発しており、現時点での死者数は、過去最多の 12 名となっています。こうした深刻な状況を踏まえ、政府では、昨日、官房長官を議長とする「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」を初めて開催し、関係省庁が一丸となってクマによる被害対策を強化していくこととなりました。

現場で対策にご尽力されている地方自治体をはじめ関係者の取組を支援するために、最近の政府の取組等について、下記のとおりお知らせいたします。追加的な情報は随時お知らせいたします。

また、石原環境大臣の指示により、10 月 27 日以降、各地方環境事務所等を通じ、人身被害の多い地域を中心に緊急的・追加的な対策のご要望・ご意見等をお伺いしているところですが、至急のご要望・ご意見等については、管轄地域となっている地方環境事務所野生生物課等までお知らせください。

本事務連絡は、貴都道府県内の市町村担当部局にもご周知願います。

1. クマ被害対策等に関する関係閣僚会議の開催

10 月 30 日に「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」が開催されました。同会議では、追加的・緊急的な対策を含む「クマ被害対策施策パッケージ」を 11 月中旬までに取りまとめ、必要な予算措置の検討も含め、関係省庁が緊密に連携し、実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実行することとされました。開催状況は以下のとおりです。

【URL】 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kumahigai_taisaku/index.html

2. クマ被害対策の円滑な実施

①緊急銃猟の事例を踏まえた対応ポイント（R7. 10. 31）

9 月 1 日に施行された緊急銃猟制度についてこれまでの実施例を踏まえ、別添のとおり「緊急銃猟の事例を踏まえた対応ポイント（R7. 10. 31）」を整理しましたのでご参照ください。

②錯誤捕獲発生時の適切な対応

地方環境事務所等を通じてご意見を聴取する中で、錯誤捕獲したクマは必ず放獣しなければならず、対策の支障となつていゝとのご意見があつたところだす。

しかしながら、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（令和3年環境省告示第69号）Ⅲ第四3の3－1（4）錯誤捕獲の防止」においてお示ししてゐるとおり、必ず放獣しなければならないものではなく、捕獲することも可能とされてゐます。

山野において錯誤捕獲が生じ、放獣に伴い人身被害が想定される場合には、速やかに銃による捕獲の許可を出すことにより対応可能です。また、人の日常生活圏において錯誤捕獲が生じた場合には、緊急銃猟ガイドライン（令和7年7月環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室）P59において緊急銃猟の枠組みにより対応できることを明記してゐますので適切に対応するようお願いします。

なお、クマの個体数管理とシカやイノシシの個体数管理を兼ねて、罠と銃による捕獲許可をそれぞれ出している場合には、罠にかかったクマを銃によりとめさしを行うことで、効率的・効果的な鳥獣の個体数管理を行うこともできます。

もつとも、錯誤捕獲は本来発生を防止すべきものですので、引き続き捕獲者に対する適切な指導をよろしく願いいたします。

3. 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等

①クマによる人身被害の防止に向けた環境大臣談話

10月17日に環境大臣談話を発出しました。

【URL】https://www.env.go.jp/annai/kaiken/kaiken_00325.html

②クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について

10月29日に文部科学省及び当省から「クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について」を発出しました。

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00048.htm

③熊の出没による人身被害防止のための対応について（通達）

10月24日に警察庁から「熊の出没による人身被害防止のための対応について（通達）」を発出しました。

【URL】<https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/chiiki/chiiki20251024.pdf>

（以 上）